

団体の概要 (N G O / N P O)

団体名

びわ湖自然環境ネットワーク

所在地	〒 520-0056 滋賀県大津市末広町 10-9 TEL: 077-524-8569 FAX: 077-524-1633 E-mail: ttmm@mx.biwa.ne.jp		
ホームページ	http://hb7.seikyoku.ne.jp/home/kankyounet/		
設立年月	1990 年 7 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	寺川 庄蔵	担当者	井上 哲也
組 織	スタッフ 10 名 (内 専従 0 名) 個人会員 70 名 法人会員 0 名 その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	1990 年 4 月 15 日に開催した「滋賀県の山野を考えるシンポジウム」の、今、危機に瀕している琵琶湖と、それをとりまくすばらしい自然環境を守ろうというシンポジウム趣旨と参加者の、情熱を引き継いで、90 年 7 月 6 日に、自然環境を守る組織の大きな連帯の輪を目指して、「びわ湖自然環境ネットワーク」を発足させた。		
団体の目的	滋賀県の自然と環境を守るために、住民運動の意見交換及び情報交換を中心に活動し、行政と政党から独立した組織として、一致する目標では共同行動を行うこと		
団体の活動 プロフィール	活動内容： - ダム問題 - 廃棄物処理場問題 - 水上バイク問題 - 湖岸のヨシ帯再生 - 魚ののぼれる川づくり調査 上記活動を中心に、趣旨に賛同される個人が、ネットワークに積極的に参加していただき、共に力を合わせて下さることで、びわ湖を中心とした自然環境の調査、問題抽出、政策提言を行い、常に協働の姿勢でびわ湖の環境を守る取り組みを進めている。 また、メンバーは国交省淀川水系流域委員会委員や、滋賀県の琵琶湖をめぐる各種審議会、懇話会委員としても環境政策の提言をおこなっている。		

活動事業費 (平成14年度)

円

政策のテーマ

行き過ぎたレジャー活動から
全国の水辺を救う法規制の整備と環境回復

■ 政策の分野

- ・ 自然環境の保全
- ・ 空気・水・底質の公害対策

■ 政策の手段

- ・ 調査・監視、法律の制定・改正、制度整備、税制措置、施設整備

団体名：びわ湖自然環境ネットワーク

担当者名：井上 哲也

政策の目的

やすらぎのある水辺と命の水を守り、次の世代へ引き継ぐこと

背景および現状の問題点

はじめに—琵琶湖ルールで琵琶湖は守れない

2003年4月より、「滋賀県レジャー利用の適正化に関する条例」（以下、琵琶湖ルールとする）が施行したが、これまでの問題先送りのその場しのぎの対策の中で琵琶湖に入り込んだ不適正なレジャーを禁止しなかったため、監視体制等実効性の問題がある現状では水上バイク問題については、自然豊かな湖岸への被害の移動が懸念されている。

1．琵琶湖ルールとは

琵琶湖ルールとは、琵琶湖の自然環境やその畔に暮らす人々の生活に守り、琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継ぐことを基本理念にこれまでの無秩序な琵琶湖の利用に対して一定の規制をかけることとした条例で、プレジャーボート航行禁止（騒音防止）、2サイクルエンジン（環境対策型を除く）の使用禁止、外来魚のリリースの禁止の禁止項目が設けられている。

2．水上バイク公害

水上バイクとはジェット水流を推力とし、陸上のバイクと同様に操船する1～3人用のボートでジェットスキー、パーソナルウォーターcraftとも呼ばれている。大部分が1000cc以上2サイクルエンジンを搭載し構造上の特性から、水質汚染、大気汚染、騒音、悪臭が発生し、また、スクリューが艇内にあるため水辺まで近づくことが可能で利用者のマナーの問題から事故や自然破壊も発生している。全国の水辺でも被害が発生し社会問題化しており、後述する根本的な原因とあわせまさに水上バイク公害といえる。以下に水辺の現状を記す。

水質汚染

大排気量（1000cc以上）の2サイクルエンジンの未燃焼ガソリン、排ガス、排オイルが湖中に撒き散らかされている。水質汚染の問題は、まず欧米で問題となり水上バイク活動水域でMTBEや発ガン性物質を含むVOC、PAHsが検出されたことなどにより、閉鎖性水域や水道水源である湖沼、河川では次々に禁止となっている。日本では、規制がないため危機的状況にあるにもかかわらず、未だに上水道の取水口付近を走りまわっている状況にある。

● 騒音、悪臭、マナー、事故

各地で苦情がででは、地域ごとに自衛的な対策が講じられて各地で締め出され活動場所が集中してきた。ルール、マナーはまもられず、若年者の死亡事故も多発している。

● 水辺、緑地帯の被害

水上バイク搬入のための重機、4輪駆動車等で緑地帯、水辺へ侵入するため、踏みつけられた湖岸の植物が著しい被害にあっている。また、轍で歩けず、事故の危険もある。

● 規制、条例

水上バイク運転者の安全を守る条例はあるが、水上バイクの公害に関する法規制はない。また、環境、自然に関する法律、条例等はあるが厳格に適用されていない。

3. 全国でも被害続出

このような状況は全国の湖沼、河川、海岸でもみられ、法規制のないなかでの条例等の地方レベルの対応では根本的な解決は望めない状況となっている。

政策の概要

私たちは、2002年9月に各主体の責務や県の施策、必要な規制等をまとめた「市民がつくる琵琶湖を守るためのレジャー規制条例案」（以下「市民条例案」という）を提案し、再度、総合的な推進を図るための基本的な計画（基本計画）を策定することとした。「基本計画」は、琵琶湖を水辺に置き換えることで、その大部分が全国の水辺にも適用できるものであり、全国規模での法制化も含めた、政策提言のたたき台となる。

（市民条例案および琵琶湖を守るためのレジャー利用基本計画全文は、市民案作成委員会HP <http://www.biwa.ne.jp/~t-shozo/biwako.htm> に掲載）

「琵琶湖を守るためのレジャー利用基本計画」概要

基本方針

- （１）琵琶湖への環境負荷を低減するため行き過ぎたレジャーを規制します。
- （２）実効性のある監視体制の確立と環境対応型レジャーへ誘導する仕組みをつくりします。
- （３）国での法制化を求めることも含め、施策を多面的・総合的に推進します。
- （４）これらの施策を、レジャー利用者、行政、事業者と市民との協働ですすめます。

以下、施策項目 目次

琵琶湖を守る施策

・琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策

(1) 静かな琵琶湖のために

- １）水上オートバイの全面禁止
- ２）プレジャーボート航行許可水域の設定、速度規制の設定
- ３）改造艇、高出力プレジャーボートの航行禁止。

(2) 清らかな琵琶湖のために

- １）２サイクルエンジンの規制
- ２）ゴミの投棄、釣具の放置対策

(3) 豊かな琵琶湖のために

- １）琵琶湖沿岸の水辺環境の保全に関する取り組み
- ２）外来魚再放流禁止と違反に対する罰則

(4) 安全な琵琶湖のために

- １）琵琶湖等水上安全条例改正による対応強化
- ２）自然湖岸、湖岸緑地への車両の進入禁止
- ３）湖岸施設の活用
- ４）迷惑駐車防止

・琵琶湖を守り楽しむレジャー活動への移行のための施策

(1) 地域の人々と訪れる人々が共に楽しく利用できる琵琶湖のために

- １）利用者のマナーの向上

(2) 多くの人が集い憩う琵琶湖のために

- １）無動力船による利用の奨励、推進
- ２）公共的施設の整備
- ３）釣りの新しいルールの普及
- ４）環境配慮製品の普及促進

・施策の総合的な推進

- (1) 広報啓発の推進
- (2) 調査研究の推進
- (3) 指導監視体制の整備
- (4) 施策の推進体制の整備
- (5) 小型船舶の湖面利用に関する税の創設
- (6) 法の整備

政策の実施方法と全体の仕組み

政策の実施主体（提携・協力主体など）

１．団体名称：水辺を救う全国連絡会（仮称）

２．団体設立の趣旨：

全国各地の水辺では、水上バイクなどのレジャー活動や車両の侵入により、地域住民や漁業者の生活と水辺利用者の安全が大きく脅かされ、生物にも被害を与えている。

さらに、水上バイクなどの排ガスは、水質や底質、大気を悪化させ、生物が生きるための将来にわたる水環境、生態系、生物多様性などに深刻な影響を与える。われわれは、これ以上の水辺環境の悪化を阻止し、安心して次世代に引き継げるようにしなければならない。

根本的な解決には、全国レベルで法制化を含む実効性のあるルールづくりが必要であり、全国各地の市民・N G O ・行政・研究者などが「情報交換・連携・協働」して、取り組む必要がある。

3．目的：やすらぎのある水辺を守り、次世代へ引き継ぐこと

4．目標：

(1) 水辺環境への負荷や、水辺利用者の安全、将来にわたる水質、底質、生態系、生物多様性への影響を低減し、水辺の環境を守るために自然への畏敬の念を忘れた身勝手なレジャーを禁止および制限すること。

(2) レジャーに伴う環境負荷や被害の実体、調査結果を公開し、水辺を守るための実効性のある監視体制をつくり、有効な予防的措置をとれる仕組みを構築すること。

(3) 水辺の自然環境が、命のゆりかごであることの理解を共有し、賢明な利用にあたってのルールを周知するため広報活動を行い、行政、レジャー利用者および事業者、市民それぞれの責務を周知すること。

5．組織：

各地のNGO、市民、行政担当者、専門家からなる緩やかな相互の連絡組織とし、共通の目標に対しては協働で取り組む。

6．活動内容：

全国レベルでの活動

- ・ 情報・意見交換、交流、共同行動
- ・ 法制化のための関係官庁、政党、国会議員への提案、業界団体への要請
- ・ 市民、利用者への正確な情報発信
- ・ 行政、議員等との勉強会の実施

地域レベルでの活動

- ・ 全国への情報発信
- ・ 地方行政への他所成功事例等の情報提供、レジャー利用者への啓発
- ・ 行政、議員等との勉強会の実施
- ・ 条例改正・制定要求、政策提案

上記素案をもとに、2003年3月に開催した「水辺利用の安全を考える全国大会」、「びわ湖を救え！水上バイク問題報告書」発行の際協力した被害が顕在化している全国の5地域（屈斜路湖、霞が浦、本栖湖、鎌倉、琵琶湖）の現場で、水辺の利用の問題に取り組んでいるメンバーで協働での活動を開始したい。

政策の実施により期待される効果

- ・ 世界的にみて、著しくおくれた水辺の環境を守る法規制の強化
- ・ やすらぎのある水辺を守り、次世代へ引き継ぐことが可能となる。

その他・特記事項

水上バイク、2サイクルエンジン問題の世界の常識良識については、本栖湖資料室 HP
<http://motosuko.com/problem/fileroom.html> の以下資料他を参照ください。

C A R B 2サイクルエンジンの環境負荷（カリフォルニア州）

<http://www.arb.ca.gov/msprog/marine/facts.pdf>

EU プレジャーボート汚染の報告（オランダ）

<http://www.waterpakt.nl/projecten/artikelen/boatemissions.TNO.pdf>

大気 EPA Fact Sheet（アメリカ、環境省）

<http://www.epa.gov/otaq/consumer/marin-fs.pdf>

タホ湖 2 ストロークエンジン環境影響評価の報告（アメリカ）

<http://www.trpa.org/Boating/MWC%20EA.pdf>

オーストラリアシドニー湾規制 騒音、悪臭、迷惑行為で水上バイク禁止

<http://www.waterways.nsw.gov.au/pwc.html>